令 和 6 年 1 月 31 日 都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議 配 **布 資** 料

事 務 連 絡 令和5年11月10日

都道府県・指定都市教育委員会 学校運動部活動担当課 御中

スポーツ庁地域スポーツ課

地域クラブ活動に所属する中学生の都道府県(市区町村)を またいだ大会参加が可能となる対応について(依頼)

学校運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備については、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、スポーツ庁においては、令和5年9月27日に開催した「都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議」において下記の旨を依頼したところです(別添1も参照)。

つきましては、下記のことについて、改めて依頼するとともに、都道府県教育委員会におかれましては、本件 について、域内の市区町村教育委員会へ周知いただくとともに、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、スポーツ庁においては、地域のスポーツ団体等に所属する中学生のより一層の大会参加機会の確保のため、公益財団法人日本中学校体育連盟(以下「日本中体連」という。)に対しても、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について検討を依頼しております(別添2も参照)。

さらに、日本中体連においては、各都道府県中学校体育連盟に対して、少なくとも、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合には、地域クラブ活動に所属する中学生の都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が認められるよう協議・判断いただくとともに、域内の市区町村等の中学校体育連盟においても同様の対応がなされるよう、依頼がなされていることを申し添えます。(別添3も参照)。

記

- 都道府県中学校体育連盟及び市区町村等中学校体育連盟主催大会の参加資格については、<u>所属校のある都道府県(市区町村)と異なる都道府県(市区町村)にある地域クラブ活動からの大会参加が認められない場合もあるという課題(いわゆる、「県またぎ禁止」「市区町村またぎ禁止」)</u>があり、各方面からより一層の参加資格の拡大の声が届いているところです。
- この点について、<u>都道府県や市区町村の行政として何らかの制限を課している場合</u>には、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の「Wの1のイ」や国・自治体における部活動改革の取組(自治体を超えた広域的な取組を含む)なども踏まえ、令和6年度に向け、<u>都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について御検討いただき、</u>地域クラブ活動に所属する中学生のより一層の大会参加機会の確保に努めてくださるようお願いします。

#### (参考)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和 4 年 12 月)(抜粋) IV 大会等の在り方の見直し

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- イ <u>都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会</u> 等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

【担当】

# 【抜粋】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) Ⅳ 大会等の在り方の見直し①

## 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、 都道府県大会、地区大会及び市区町村大会において見直しを行う。

例えば、既に日本中体連においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しているところ、その参加資格の拡大を着実に実施する。

あわせて、都道府県中学校体育連盟(以下「都道府県中体連」という。)及びその域内の中学校体育連盟(以下「域内の中体連」という。)等が主催する大会においても同様の見直しが図られるよう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対し、それぞれ必要な協力や支援を行う。

イ <u>都道府県及び市区町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、</u> 補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

### 【補足】

〇大会の参加資格については、所属校のある都道府県(市区町村)と異なる都道府県(市区町村)にある地域スポーツ団体等からの大会参加が認められない場合もあるという課題(いわゆる、「県またぎ禁止」「市区町村またぎ禁止」)があり、各方面からより一層の参加資格の拡大の声が届いているところです。

〇この点について、都道府県や市区町村として何らかの制限を課している場合には、国・自治体における部活動改革の取組(自治体を超えた広域的な取組を含む)なども踏まえ、令和6年度に向け、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について御検討いただき、地域のスポーツ団体等に所属する中学生のより一層の大会参加機会の確保に努めてくださるようお願いします。

## 令和6年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加特例における競技部細則(案)等に関する依頼

昨年7月に、室伏スポーツ庁長官から平井日本中学校体育連盟会長に対し、地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保等の対応について要請をさせていただいたところ、今年度の全国中学校体育大会において、地域のスポーツ団体等に所属する中学生が初めて参加できることになりました。中学生の大会参加に係る選択肢を増やしていただいたことについて、心より感謝申し上げます。

一方で、今年度が参加特例の初年度ということもあり、例えば、競技部細則に地域のスポーツ 団体等の参加に一定の制限が残っていたり、所属校のある都道府県(市区町村)と異なる都道府 県(市区町村)にある地域のスポーツ団体等からの大会参加が認められない場合もあったりする など、各方面からより一層の参加資格の拡大の声が届いているところです。

また、令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においても、

- ・地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加資格の拡大を 着実に実施すること
- ・都道府県中体連及びその域内の中体連等が主催する大会においても同様の見直しが図られる よう、日本中体連は都道府県中体連に対し、都道府県中体連は域内の中体連に対して、それ ぞれ必要な協力や支援を行うこと

#### とされています。

このような中、貴連盟におかれましては、上記現状や国・自治体における部活動改革の取組(自治体を超えた広域的な取組を含む)なども踏まえ、令和6年度に向けた競技部細則の見直しや都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について御検討いただき、地域のスポーツ団体等に所属する中学生のより一層の大会参加機会の確保に努めてくださるようお願いいたします。

令5日中体発第285号 令和5年11月8日

都道府県中学校体育連盟会長 様 事務局 御中

> (公財) 日本中学校体育連盟 会長 齊 藤 正 富 (公印省略)

地域クラブ活動に所属する中学生の都道府県(市区町村)を またいだ大会参加の規制緩和について(依頼)

平素より本連盟の運営に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和5年度における地域クラブ活動所属の中学生の全国中学校体育大会への参加については、 令和4年6月13日に全国中学校体育大会開催基準に参加資格の特例を設け、さらに各競技部細 則を付記し、参加を承認してきたところです。登録については、各都道府県中学校体育連盟に判 断をお願いし、適正に取り組んでいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

さて、令和5年度全国中学校体育大会夏季大会は、四国ブロック4県で16競技を開催され、ほとんどの競技で地域クラブ活動に所属する中学生の参加も見られました。その一方で、都道府県中学校体育連盟の登録及び大会への参加にかかる課題も顕在化しました。その一つが、標記の事案となります。

具体的には、所属校のある都道府県(市区町村)と異なる都道府県(市区町村)にある地域クラブ活動からの大会参加を認めない、いわゆる「都道府県またぎ禁止」「市区町村またぎ禁止」を定めた都道府県(市区町村)中学校体育連盟の大会参加規程の取扱いとなっています。(関東及び北信越の一部の都県中学校体育連盟は除く。)

このことについては、各方面からのより一層の参加資格の拡大の声などを勘案し、本年9月にスポーツ庁から本連盟に対し、国・自治体における部活動改革の取組(自治体を超えた広域的な取組を含む)なども踏まえ、令和6年度に向け、競技部細則の見直しとともに、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応についても検討するよう依頼がありました。(別添参照)

本連盟としましても、地域クラブ活動に所属する中学生の大会参加の機会確保の観点から、少なくとも、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合には、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が認められるよう、各都道府県中学校体育連盟において御協議いただき、御判断いただくようお願い申し上げます。

また、都道府県中学校体育連盟におかれては、域内の市区町村等の中学校体育連盟においても 同様に御協議・御判断いただくよう周知願います。

なお、別途、スポーツ庁においては、令和5年9月27日に開催した都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、都道府県や市区町村の行政として何らかの制限を課している場合には、 令和6年度に向け、都道府県や市区町村をまたいだ大会参加が可能となる対応について検討を依頼していることを申し添えます。